

GITA-JAPAN 著作権規定 (1.00 版)

第1 条 この規定は、GITA-JAPANに投稿される論文の著作権の取り扱いについて定めるものである。

第2 条 GITA-JAPANに投稿される論文に関する著作権は、GITA-JAPANに最終原稿が投稿された時点から原則として、GITA-JAPANに帰属する。

2. GITA-JAPANが共催する学術講演会に関しては、著作権の帰属を共催団体と協議する。

3. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作権は投稿時にその旨をGITA-JAPAN事務局へ文書にて申し出るものとする。その場合の著作権については著作者とGITA-JAPANとの間で協議の上処置する。

第3 条 著作者は、投稿した論文等について、著作者自身が自著の記事を複製、翻訳等改変することができる。また、著作者個人のWeb サイト(著作者所属組織のサイトを含む)において、著作物を掲載することができる。ただし、いずれの場合においても、掲載に際してGITA-JAPANの出版物としての出典を明記しなければならない。

第4 条 GITA-JAPANへ投稿された論文が第三者の著作権その他の権利および利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

以上

著作権譲渡契約書

GITA-JAPAN 著作権規定第2条の定めにより、以下に記す論文等の著作権を GITA-JAPAN へ譲渡することを承諾します。

表 題	
著 者 名 (全 員)	
所 属	
掲載誌名	

署名(複数の場合、全員分を記載するか、全員から権限を委任された代表者)

代表者住所: 〒.....

.....

所 属	氏名(自著)

年 月 日